

都市緑地法(略称:なし)

(昭和 48 年法律第 72 号)(公布日昭和 48 年 9 月 1 日)(令和 7 年 6 月 1 日施行)(令和 4 年法律第 68 号)

e-Gov (法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/348AC0000000072>

e-Gov (施行令): <https://laws.e-gov.go.jp/law/349CO0000000003>(令和 6 年 11 月 8 日施行)(令和 6 年政令第 339 号)

e-Gov (施行規則): <https://laws.e-gov.go.jp/law/349M50004000001>(令和 6 年 11 月 8 日施行)(令和 6 年国土交通省令第 97 号)

国土交通省: https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000074.html

<法律の骨格>

この法律は、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活を確保することを目的に、1973(昭和 48)年に『都市緑地保全法』として制定され、2006(平成 18)年にその内容が大幅に改正されて現在の名称となっています。

この法律では、市町村が作成する緑の基本計画【法第 2 章】、都市近郊の比較的大規模な緑地の保全のために行為制限をかける緑地保全地域制度【法第 3 章第 1 節】、都市の良好な自然環境となる緑地に建築行為などの行為制限をかける特別緑地保全地区制度【法第 3 章第 2 節】、緑地が不足している市街地などで建築物の新築・増築を行う際に緑化を義務付ける緑化地域制度【第 4 章第 1 節】などを規定しています。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。	目的
第 3 条第 1 項	この法律において「 緑地 」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。	定義
第 3 条第 2 項	この法律において「 都市計画区域 」とは都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 2 項 ^{解釈上の注釈 1} に規定する都市計画区域を、「 準都市計画区域 」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。 (解釈上の注釈 1)都市計画法第 4 条第 2 項の条文は「この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第 5 条の 2 の規定により指定された区域をいう。」である。 次条(都市計画法第 5 条)は「都市計画区域」に関する条項で第 1 項は「都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。」である(政令および国土交通省令の引用は省略)。 都市計画法第 5 条の 2 は「準都市計画区域」に関する条項で第 1 項は「都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)その他の法令による土地利用の規制の状況その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、そのまま土地利用を整理し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、準都市計画区域として指定することができる。」である(国土交通省令の引用は省略)。	定義

第3条第3項	この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号。以下「首都圏保全法」という。)第3条第1項の規定による近郊緑地保全区域をいう。	定義
第3条第4項	この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号。以下「近畿圏保全法」という。)第5条第1項の規定による近郊緑地保全区域をいう。	定義
第4条第1項	(基本計画) 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。	権限付与 (市町村)
第5条第1項	第3章 緑地保全地域等 第1節 緑地保全地域 (緑地保全地域に関する都市計画) 都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができる。 1 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの 2 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの	権限付与 (都道府県)
第6条第1項	(緑地保全地域における行為の規制等の基準) 緑地保全地域に関する都市計画が定められた場合においては、都道府県(市の区域内にあつては、当該市。以下「都道府県等」という。)は、第8条の規定による行為の規制又は措置の基準を定め、これを公表しなければならない。この場合において、当該都道府県にあつては、これを関係町村に通知しなければならない。	義務 (都道府県)
第8条第1項	(緑地保全地域における行為の届出等) 緑地保全地域(特別緑地保全地区及び第20条第2項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条及び第6章第2節において同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令 ^{解釈上の注釈2} で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 水面の埋立て又は干拓 5 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 ^{解釈上の注釈3} で定めるもの (解釈上の注釈2)施行規則第2条で、「都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)の定めるところにより、書面を提出」と規定。 (解釈上の注釈3)施行令第2条で、「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」と規定。	義務 (30万円以下の罰金)
第12条第1項	第二節 特別緑地保全地区 (特別緑地保全地区に関する都市計画) 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。	権限付与 (都道府県)

	<p>1 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯若しくは雨水貯留浸透地帯（雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域をいう。）として適切な位置、規模及び形態を有するもの</p> <p>2 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの</p> <p>3 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの</p> <p>イ 風致又は景観が優れていること。</p> <p>ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。</p>	
<p>第14条第1項</p>	<p>（特別緑地保全地区における行為の制限）</p> <p>特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令^{解釈上の注釈 2}で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築</p> <p>2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>3 木竹の伐採</p> <p>4 水面の埋立て又は干拓</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令^{解釈上の注釈 3}で定めるもの</p> <p>（解釈上の注釈 2）施行令第 3 条で、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為を規定（引用省略）。</p> <p>（解釈上の注釈 3）施行令第 2 条で、「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」と規定。</p>	<p>義務</p> <p>（6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金）</p>